

松江家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

第1 日時

平成25年11月19日（火）午後1時30分～午後3時50分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員長）山寄和信

（委員）安達 亨，伊原由紀子，河村 浩，川本ゆかり，桐山香代子
寒江健太，長野正夫，野津富士男，細木裕二，堀江正俊
山根貴史

（五十音順敬称略）

（説明者）山頭事務局長，鬼頭首席家庭裁判所調査官，大内首席書記官

（庶務）藤井総務課長，吉田庶務係長

第4 議事

- 1 松江家庭裁判所長挨拶
- 2 委員自己紹介
- 3 松江家庭裁判所委員会の運営に関する事項について

(1) 委員会の招集について

委員会は委員長が招集する。委員会は年2回程度開催する。

(2) 議事の公開について

報道機関（司法記者クラブ加盟社）を除いて公開しない。

(3) 議事録等の公開について

議事概要を作成し，出席委員が確認した上，ホームページに掲載して公開する。

なお，議事概要には発言した委員の氏名等は掲載しない。

おって、委員会名簿をホームページに掲載して公開する。

4 裁判所に関する説明

- (1) 「家庭裁判所について」「庁舎の新営工事について」 山頭事務局長
- (2) 「家事事件について」 大内首席書記官
- (3) 「少年事件について」 鬼頭首席家庭裁判所調査官

5 ビデオ上映「家事事件手続案内」

裁判所紹介の広報用ビデオの視聴

6 庁舎見学

法廷，調停室等の見学

7 意見交換等

別紙のとおり

8 次回の意見交換テーマ

家事調停制度について

9 次回開催日時

平成26年3月4日（火）午後1時30分

(別紙)

委員長：ビデオの視聴及び庁舎見学をしていただいたが、裁判所に対する印象や感想をお聞きしたい。

A委員：新しい庁舎が早くできるといいと感じた。意外だったのは、箱庭が置かれて、子供の様子とか、親子の様子をしっかりと見て今後に活かされるような施設があったことで、非常に参考になった。

B委員：初めて法廷へ入った。少年審判の処分として、保護観察や少年院送致があり、鳥取県の美保学園や四国には女子少年院があるが、児童自立支援施設というのは島根県にもあるのか。

説明者：島根県にもある。これは、通常、県の施設あるいは政令指定都市だと市で持っているところもあるが、それとは別に国立のものも関東にある。強制措置をとる必要性があるような児童の場合には、決定が出ると、国立の女子専用、あるいは男子専用の施設に行くこともある。経路として、児童相談所経由で児童自立支援施設に措置される児童と、家庭裁判所の処分として、児童自立支援施設に送致するという決定が出て、家庭裁判所経由でいく場合と両方ある。

B委員：少年院だと10か月間ということだが、児童自立支援施設も最長期間が決まっているのか。

説明者：成人の裁判とは異なる。成人だと、懲役何年等の判決があり、服役後に仮出獄があったりするが、未成年の場合は予め期間を区切っていない。少年の場合、長期の少年院で11か月ぐらいをめどに計画を立て、成績良好の少年はもう少し早く仮退院し、保護司のお世話になりながら、社会で生活する。入所中に違反が多い少年は、予定よりも長く入所することもある。

B委員：児童自立支援施設も同じか。

説明者：児童自立支援施設も、期間を裁判所が区切ることは基本的にはなく、施設が検討することになる。

C委員：仮庁舎で大変不便をされている様子が窺えた。一日も早く完成すること

を期待する。

D 委員：裁判所というと、どちらかといえば無機質なところばかりと思っていたが、おもちゃの置いてある調停室があったことが意外であった。

E 委員：新庁舎が一日も早く完成することを望んでいる。現在、門を入ったところに石碑があるが、そこに刻まれた「裁判所」の文字がつぶれているように見えた。石碑の文字は学生運動時代につぶされたということを聞いた記憶があるが、石碑がそのまま新庁舎でも使われるのかどうか興味を持っている。庁舎を見て一番感じたのは、裁判員法廷にある、裁判長とその前にある椅子の背もたれが違っているというところである。

委員長：壇上の椅子の大きさは全部同じである。向かってほぼ中央辺りに裁判官が3人並び、その左右に3人ずつ裁判員の方が並び、合計で9人になる。裁判官だけが大きいということはない。ただ壇上以外にある椅子との大きさは若干違う。

F 委員：実務ではずっと刑事手続を担当しているが、この間いろいろと法律も改正され、研修当時と変わっていると思った。研修当時のことを思い出し、見学はとても有意義だった。

G 委員：特にないが、早く新庁舎ができ上がり、駐車場を確保していただきたい。

H 委員：家庭裁判所と聞くと、どうしても少年事件のイメージが強かったが、庁舎見学の際に、遺産分割の関係で今日もたくさん当事者が来庁していることを聞いた。高齢化社会となり、地方では成年後見事件なども増加して、いろいろな問題が起きていると感じた。また、事件も多様化しており、家庭裁判所の職員も苦勞していると思えた。

I 委員：早く新しい庁舎ができることを期待する。子供のおもちゃがある調停室があり、そこで親や子供が遊んでいる様子を、窓のところから見た両親は、どんな気持ちができるのだろうと考えた。離婚する夫婦が多くなり、一番不幸を感じるのは子供なので、そのことを思うと何かせつない気持ちがした。

法廷に初めて入り、自分が裁判員として座ることを想像した。

J委員：庁舎の2階，3階にあまり上がったことがなく，初めて見たが，結構小部屋が多いと感じた。事件数や職員の多さに少し驚いた。

C委員：少年審判の手續の流れについて，配布資料の不処分に関する説明の中に，「審判後は少年の自覚や保護者の監督に任される」ということが括弧書きされているが，この括弧書き部分は，本人のその後の自覚や保護者の監督が十分期待できれば，処分が軽くなるということを示したもののか。

説明者：非行当時から審判までの経過の中で，どのように反省を深めているか，保護者はどのように指導を強化しているか，それらも参考に家庭裁判所で処分を決めることになる。加えて，この少年が何を改善しなければならないかという点について，家庭裁判所で単に訓戒を与えるだけでなく，少年をいろんな活動に参加させ，その反省態度がどうであったか，意識が多少変わってきたか，また，手續の中でどのように変化したかということ，審判において裁判官が確認し，非行当時や審判をする時点での様子を見て決めることになる。その結果，継続的に二十歳まで指導を加えたほうがいいのか，あるいは施設入所させるまで至らない少年については，いろいろな措置を講じた上で訓戒し，具体的な保護処分はしないという判断をすることになるという趣旨である。

C委員：問題と思うことが2つある。1つは，いわゆる家庭崩壊により，家庭の機能が過去と比べて低下しており，例えば，親がどこまで責任を持って子供を監護できるかということは，子供の責任ではないと思う。にもかかわらず親の監護能力を子供の処分の重さに及ぼすことが適切なのかと若干懸念を持っている。つまり，もし親がうまく監護できなければ，施設ではなく，具体的に誰がどういう形で親に代わってサポートできるか考えるシステムになっているのかという問題である。

もう1つは，本人の能力の問題について，成人の事件でよく昨今話題になっているが，受刑者の中に，特に知的障害の者がかなりいるということである。

多分、子供でも同じような現状であると思っている。知的障害の子供がどこまで自分の罪を反省して、今後、更生に向かって前向きに意思表示ができるかという、多分できないと思う。この辺りの斟酌はどうなっているのかという問題である。

説明者：まず親の問題について、少年法でも、親に対しても指導を加えると規定され、不処分については、ゲストスピーカーを招いて被害者の視点から教育したり、親同士で検討会を開くという場を設け、親に対して具体的な助言を与えるとともに、審判においても裁判官から指摘、注意をしている。何らかの保護処分をする場合には、各施設、保護観察所においても助言指導を継続的にしてもらふことになり、対象の中心は少年であるが、アドバイスは保護者にもしてもらふということになる。

次に、本人の能力の問題について、非行少年の中に占める知的障害者の割合が、非常に高いという印象は持っていない。知的障害者の場合でも、指導上困るというようなこともない。ただ、知的障害だけでなく、表面的には分かりにくい発達障害系の子供もおり、分かった段階で発達障害を前提として、どのように指導していくかを、学校の先生も含めて、話をするようになると思われる。子供の能力に関して、こちらで指導した意味が全く分からないような子供を多く見かけることはない印象である。

委員長：予定の時間になったので、ほかに発言がなければ、意見交換を終了したい。